

I 法人の目的

この社会福祉法人ひいらぎ会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

第1種社会福祉事業

イ) 障害者支援施設の経営

第2種社会福祉事業

イ) 障害福祉サービス事業の経営

ロ) 特定相談支援事業の経営

ハ) 障害児相談支援事業の経営

ニ) 障害児通所支援事業の経営

ホ) 介護保険法に基づく居宅サービス等事業の経営

公益事業

イ) 日中一時支援事業

ロ) 障害者相談支援事業

II 法人の理念

～ 一人ひとりの尊厳と心豊かな暮らしに寄り添う ～

- ・本人主体のその人にふさわしい方法で心豊かな生活を営むことができるよう支援します。
- ・人の人権と意志を尊重し、一人ひとりの能力や障害特性に応じた専門性の高い支援を行います。
- ・この地域に根ざした総合的な福祉サービスを提供します。

III 法人の基本方針

法人として新たに作成した中長期計画に沿って、経営組織体制及び財務規律の強化に努めるとともに、地域のニーズに応えるために、事業の着実な継続や社会貢献活動に取り組んでまいります。また引き続き、利用者の安心・安全を確保し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定した財務基盤の確立、人材の確保と育成に注力し、安定的な法人運営につなげてまいります。

IV 運営の基本方針

1. 《基本的人権の尊重》

一人ひとりかけがえのない存在として人格・人権及び希望を尊重し、人間としての尊厳や利益が損なわれないようします。

2. 《よろこびある生活》

利用者の人格や行動を情緒豊かな個性と受け止め、共に向上することで生き甲斐や楽しみを持つ生活を送れるよう支援します。

3. 《家族と共に》 家族との綿密な連携で利用者の人格形成に努めます。

4. 《地域と共に》

地域関係機関及び地域住民との連携により、地域福祉啓発活動を積極的に推進するほか、利用者が地域において安心して生活できるように、地域福祉の充実発展に貢献します。

5. 《支援・援助技能の充実》

専門職員の役割を自覚し、絶えず研鑽と創意工夫を重ね、各種のニーズや要望に対応できる支援・援助技能の向上に努めます。

6. 《サービスの充実》

利用者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを基本として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの充実を図ります。

7. 《安全の追求》

設備面や仕組みを充実して安全で安心できるサービスの提供に日々努めます。

8. 《社会への貢献》

法人として、福祉サービス事業者として社会的義務を果たし、地域貢献活動に力を注ぎます。

V 重点目標

1. 人材の確保と育成

積極的に新規学卒予定者等への求人活動を展開し、人材の確保に努めます。また、利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術並びに利用者の人権擁護の徹底など職場内外の研修の充実を図り、職員の資質向上を目指します。

2. 働き方改革とともにライフワークバランスの実現

有給休暇取得を促進し、精神的・肉体的疲労を解消、働き甲斐の創出や作業効率向上を目指し、働きやすい職場環境と職員のライフワークバランスを実現します。

3. 住環境整備の改善

利用者の高齢化・重度化を考慮し、利用者一人ひとりが安心して生活を送るための住環境整備の改善を遂行します。

4. 社会福祉充実計画の推進

社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、利用者様の為の施設整備の充実及び無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを法人の責務とし、地域社会への貢献を推進します。

VI 事業計画

1. サービスの担い手である人材の確保と人材育成に注力します。

2. 有給休暇取得を奨励し、有給休暇取得率 40%を目指します。

3. 利用者の高齢化に対応し、浴室・トイレのバリアフリー化等住環境整備の改善を推進します。

4. 施設整備や社会貢献を軸とし、平成 29 年度策定した社会福祉充実計画を遂行致します。

VII 組織



VIII 会議等

	法人	宮之城ふくし園	センターさつま	共生さつま	みらくる
毎月	運営会議 職員会議・職員研修	給食・保健衛生会議 チーフ会議 ケース・担当者会議 安全会議 個別面談	担当者会議 安全会議 個別面談	世話人会議 個別面談	担当者会議 安全会議 個別面談
4月	辞令交付式 虐待防止委員会				
5月	監事監査 23 身体拘束廃止委員会				
6月	理事会 5 評議員会 19 意思決定支援委員会 理事会 19				
7月	虐待防止委員会				
8月	身体拘束廃止委員会				
9月	意思決定支援委員会				
10月	内部監査30 虐待防止委員会				
11月	身体拘束の廃止委員会				
12月	理事会 4 意思決定支援委員会	保護者連絡会	保護者連絡会	保護者連絡会	
1月	虐待防止委員会				
2月	身体拘束廃止委員会				保護者連絡会
3月	理事会 11 評議員会 25 意思決定支援委員会				

IX 行事等

毎月の定例行事	特別行事	外部主催の参加行事	
民生員ボランティア受入れ 地域清掃ボランティア 誕生会・茶話会	5月：体験学習旅行 7月：七夕 8月：法人夏祭り 10月：法人秋祭り 11月：体験学習旅行 12月：法人クリスマス会	1月：年始式 1月：新年会 2月：節分 3月：ひな祭り交流会 3月：花見	5月：県障害者スポーツ大会参加 8月：さつま町夏祭り 9月：職員親善ソフトボール幹事 9月：北薩地区障害者スポーツ大会

X 保健衛生・防災訓練等

	法人	宮之城ふくし園	支援センターさつま	共同生活さつま	みらくる
毎月		調理従事者検便 食事介助者検便			
4月		歯科検診	歯科検診		
5月		夜間防災訓練			
6月				夜間防災訓練	
7月		風水害防災訓練	風水害防災訓練		
8月					防災訓練
9月		防災訓練	防災訓練		
10月		職員定期検診 利用者定期健診	職員定期検診	職員定期検診 夜間防災訓練	職員定期検診
11月		防災訓練 インフルエンザ菌検査	防災訓練		
12月					
1月	調理師業務従事者届出	不審者対応訓練	不審者対応訓練		不審者対応訓練
2月		調理従事者ノロ検査			
3月		心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診	心肺蘇生講習会	心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診	心肺蘇生講習会

中長期事業計画

社会福祉法人ひいらぎ会
平成31年3月20日

1. 目的

法人ひいらぎ会のめざすべき将来像を描き内外に発信することで社会福祉法人の説明責任等の義務を果たすことから法人の信頼を得ることができるとともに、現在または中期における行動計画やその評価の内容が充実できる。加えて職員との共通理解のもと創意工夫して、それぞれの役割を全うすることから組織力及びサービスの質が高まる。

2. 法人の特徴

	弱み	強み
環境	国そのものが急速に進む高齢化と人口減 働き手不足や福祉学生の減少 社会保障費が膨らむことからの報酬の閉塞感 社会から厳しく注視される社福法人の有るべき姿 脅威を増す災害の発生とその頻度が増えている	事業運営の多様化がやり易くなっている 行政や関係機関が問題を共有している サービスの質が報酬に評価されてきている 法人の評価がやり易くなり課題が明確にできる 避難所の役目を期待され防災に取り組み易くなり、その分自体の安全を強化できる
法人自体	法人規模としては小さい部類である 全ての事業規模が施策の最少定員である 知的の専門施設であるが新卒利用者がいない 入所施設が施策的に重要視されてない 人口2万弱の郡部の町に位置し求人が難しい 離職者も恒常的にある 利用者の高齢化がすすむ。 65歳未満 現在11名 ⇒ 10年後27名 職員の育成が確立されていない	小さいなりの利点がある(意思決定や連携等) 事業リスクが小さくできる 専門から多様化への可能性が残されている 日中型の生活介護とセットで核として維持できる 小さい町なので良い評判を作れば口コミ求人が増やせる 共生型事業の推進が決定的である 確立すればサービスの向上の余地がある

3. 中長期計画

中期計画(今から2年から5年先)	長期計画(今から10年から20年先)
1) 法人事業計画 運営に関して外部機関の活用推進 ・会計・求人・労務+人材研修+評価 将来に向けた拠点づくり ・地域拠点(相談・共同生活・放課後等デイ)整備 ・地域生活支援事業の導入 ・地域交流機能の設置(集会場・子ども食堂) 働き易い職場作りから定着率の向上	未来永劫存続する法人を目指す 法人の存続性の確保 ・人材を基本としての組織の充実 外国人雇用体制作り ・経営の安定性の確保 ・法人としての社会的責任を果たし信頼の確保 ・地域に根ざした福祉と社会貢献の充実

中期計画(今から2年から5年先)	長期計画(今から10年から20年先)
------------------	--------------------

2) ふくし園事業計画

<p>共生型介護保険による通所介護の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施と地域サロン等の利用寝たきりを想定した住環境の整備 ・特浴の設置 <p>医療連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医の確保 ・訪問看護仕組み作り <p>福祉避難所機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を受けての自家発電の設置 	<p><u>高齢重度化対応から終の住処に</u> 終の住処としての住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場所でターミナルケアの環境整備 ・ユニット化の実現 (従来導線に対して導線の短いユニット) <p>共生型機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業としての設備及び内容の充実
---	---

3) センターさつま事業計画

<p>楽しい就労の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動や社会体験実習 <p>労働生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労指導員等の人材確保 ・就労移行支援事業の整備と認知度の向上 ・利用者確保の推進 ・国の農福連携事業の活用 <p>工賃倍増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携による収入増(農家の収穫手伝い等) ・契約栽培による収入増(手始めにばらの栽培) 	<p><u>就労事業の存続に自家農園</u></p> <p>単独での就労事業の存続を確固たるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉農園の実現 ・契約栽培の拡販 ふくし園の食材供給
---	--

地域支援拠点

4) グループホーム事業計画

<p>安心安全なホームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー、防犯カメラ、自然災害に強い <p>定員の増員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断続労働でない雇用への切り替え ・生活支援員の配置できる定員の確保 	<p><u>包括的な地域生活</u></p> <p>地域共生型ホームの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居地の住民との交流または地域貢献の実施 <p>自宅生活者も包括できる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員の配置
--	---

5) 相談事業計画

<p>相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任化(一人当たり計画者数 35 人以下) <p>働き甲斐のある相談員像の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、ICT 化で記録時間の短縮 ・ネットワーク、フットワークの作り易い環境作り 	<p><u>法人の顔としての相談支援</u></p> <p>事業採算性の確保</p> <p>地域生活支援拠点の法人連携</p> <p>法人としての社会資源作りに貢献</p>
--	--

6) みらくる事業計画

<p>サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービスの充実 ・外部講師等を活用しての活動や療育の充実 <p>施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット化(障害別、体格別ユニット等) ・遊び場の整備(けがの防止、成長促進遊具等) <p>人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現事業の退職補充と定員増 ・多機能化への人材 	<p><u>預りから療育へ</u></p> <p>少子化や重度と発達障害の 2 極化に対応するサービスの充実</p> <p>多機能化から午前にできる事業の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童系か障害者系か共生型か
---	--

宮之城ふくし園 平成31年度事業計画

I 事業内容

事業名:指定障害者支援施設

- 1.施設入所サービス定員40名
- 2.共生型生活介護サービス定員48名(総合福祉法+介護保険法)
- 3.短期入所サービス 併設短期入所定員2名と空所型短期入所
- 4.日中一時サービス(さつま町・薩摩川内市・出水市との市町村事業契約)

II 支援の基本方針

1. 利用者の支援に当たっては、社会福祉や医学的・心理的知識の活用によって心身の状況に応じた快適で規律ある生活に親んで頂き、清潔で明るい環境のもと日常生活を営んで頂けるよう努めます。
2. すべての援助は、利用者の障害程度に応じて、可能な限り地域生活に移行できるよう、利用者自立の観点から行います。
3. すべての支援は、個別支援プログラムに基づき、利用者の方が日常生活において適切な生活習慣を確立するよう、また、社会生活への適応性を高められるように日常のあらゆる機会を捉えて適切な技術を持って利用者の人格を十分に尊重し、実施するものとします。

III 重点目標

1. 利用者の高齢化や身体機能の低下に伴う誤嚥、転倒、精神不安などのリスクが高くなっていることから、リスクマネジメント及び感染症予防・対策の体制強化を図ります。
2. 利用者の特性を理解し適切なサービスを提供するため、強度行動障害支援者養成研修を活用した支援の充実を図り、看護師・栄養士と連携した健康管理、多様な障がいに対応できる専門的知識の習得等、職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行います。
3. 人権擁護の意識を高め、職員倫理綱領、職員行動規範を遵守し、「人権侵害に係る自己チェック」など人権侵害防止の自己点検の形骸化と利用者人権擁護や虐待防止の徹底に努めます。

IV 事業計画

1. 意思決定支援のもと、利用者の意思を尊重した支援を実現するため、外出等の経験を積み体験できるよう対応していきます。
2. 感染症の対策を強化し、入所利用者の罹患発症 0 を目標に取り組みます。施設内消毒の毎日の実施、体力のない方の予防食・予防接種の徹底、感染症リスクの周知、職員健康管理の徹底を行います。
3. 65歳から介護保険原則というステージにおける利用の選択肢として、介護保険制度における基準該当通所生活介護事業を31年度から開始します。
4. 受給者証重度判定者に対しての強度行動障害支援者養成研修実施者が支援計画シートの作成とその実践レベルでの対応方法を具現化します。
5. 人権擁護自己チェックシート、個別の聞き取りを継続して支援員の意識向上・スキルアップをはかり、人権擁護・虐待防止に向けた取り組みを継続します。

障害者支援センターさつま 平成31年度事業計画

I 事業内容

事業名:指定障害福祉サービス

- 1.就労継続支援 B 型サービス定員24名
- 2.就労移行支援サービス定員6名

II 支援の基本方針

自立した社会生活を営む事が出来るよう就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上の為、必要な訓練を行います。また、利用者の意思、人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

III 重点目標

- 1.働きやすく楽しい職場作りを実現し、利用者の働く楽しみを創出し事業の安定性を確保します。
- 2.利用者の人権や安全面での対策を最優先し、安心して利用できる事業所を目指します。
- 3.平均工賃月額 15,392 円の実績を上回る様、工賃向上を目指します。
- 4.個別支援プログラムの充実と質の高いサービスに努めます。

IV 事業計画

【就労継続支援B型事業】

- 1.生産性の確保のため土曜稼働日を継続し、工賃向上と社会体験やクラブ活動など余暇支援の充実を図り、楽しい就労の場の提供に努めます。
- 2.工賃向上の為、農作物の周年安定供給が図れるよう栽培方法の確立を図り、農福連携を推進します。また契約栽培を開始する事で工賃向上を実現します。
- 3.露天の作業になっている研磨作業や洗浄作業の作業場所を整備し、利用者や職員の負担軽減を図ります。

【就労移行支援事業】

- 1.利用者の確保を推進します
- 2.パンフレット及び基礎訓練のカリキュラムの作成及び事業所の認知度の向上を図ります。
- 3.就労指導員等の人材を確保し、就業・生活支援センターなど連携を図り、職場実習等を行う体制作りを努めます。

共同生活支援事業所さつま 平成31年度事業計画

I 事業内容

事業名：共同生活援助事業

1. 包括型共同生活援助サービス 定員8名
住居：ひまわり荘 定員男子4名、第2ひまわり荘 定員女子4名

II 支援の基本方針

- 1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者との関係する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 3 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、安心安全な環境の提供と健全な事業を実施します。

III 重点目標

- 1 共同生活者の加齢に伴う病気や認知的な状況もみられることから、健康管理を十分に行い、QOL の低下を招かない様に支援を行います。
- 2 さらに重度・高齢化に向けて土日の日中も含めて生活支援員・世話人の配置を適正に行います。また必要に応じて訪問看護等の医療連携の仕組みを導入できる様にします。
- 3 さつま町障害者福祉計画や自宅生活者の親無き後の対策として現在の定員から増員を行うとともに、安全安心な住環境の提供を行います。

IV 事業計画

- 1 バックアップ施設と日中活動事業所の看護師・栄養士・支援員との連携に努め、サービス管理責任者による検診や通院の情報共有を徹底して日常の健康状態の把握、健康維持に努めます。
- 2 入居者の高齢化を受けて認知症の加療者が3名にもものぼる事から、土日24時間支援体制をとり余暇支援の充実と安全確保の為に非常時に備えます。
- 3 重度高齢化に対応する施設整備を基本として、社会福祉充実残額を活用した障害者に優しい安心安全なホーム建設を行い、定員を14名まで増員します。

相談支援事業さつま 平成31年度事業計画

I 事業内容

事業名：指定特定相談支援事業

1. 障害者相談支援
2. 計画相談支援
3. 障害児計画相談支援
4. さつま町基本相談支援事業

II 相談支援の基本方針

- 1 利用者又は利用者の家族等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って支援を行います。
- 2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して支援します。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援します。
- 4 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援します。
- 5 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。
- 6 自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

III 重点目標

- 1 障害者総合支援法の報酬改正による新設サービス等の理解と対応を実施します。
- 2 きめ細やかな支援を行い、加算の請求が出来るように努めます。
- 3 意思決定支援の充実を図れるようにします。
- 4 福祉・医療・介護・教育等の関係機関との連携強化をはかります。

IV 事業計画

1. 計画相談支援・障害児計画相談支援・基本相談支援事業の実施します。
2. 多様化する利用者に対しての支援強化として難病等の相談支援を行います。
3. 65歳問題対策としての介護保険事業所との連携を行い、ケアプラン対応体制作りを行います。
4. 自立支援協議会等への参画し基幹相談支援事業所、地域生活拠点等さつま町の体制強化・面的整備に貢献します。
5. モニタリング期間短縮の施策が始まりますので、その対応を含めて適切な継続サービス等支援計画作成を実施します。
6. 専従相談支援員の配置を行い、さらなる相談支援の充実をはかります。

みらくる 平成31年度事業計画

I 事業内容

事業名:障害児通所支援事業

1. 放課後等デイサービス 定員10名 指導員2名以上 配置4人

II 支援又は運営の基本方針

事業所は、心身に障害のある児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする。

- 2 放課後等デイサービスの提供に当っては、障害児および保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情をふまえて個別支援計画を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的に放課後等デイサービスの提供を行うものとする。
- 3 障害児の保護者の必要な時に必要な放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 4 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、学校、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

III 重点目標

- 1 社会福祉法人の運営する障害児通所支援事業所として、巷で取り出されている民間による事業との差別化を徹底するため、利用者やその保護者及びさつま町のニーズに徹底的に応え、信頼される事業所を目指すものとします。
- 2 ガイドラインによる自己評価シートを活用して定期的サービスの質の評価や職員のスキル向上をはかりサービス向上に努めます。
- 3 23年から町の所有設備を借りての運営をしてまいりましたが、屋外遊び場がなく屋内遊びだけとか外出して公園の利用という状況が続いていますので、社会福祉充実残額を活用した施設整備を行い、日々の中で幅広い支援が実施できる様にします。

IV 事業計画

- 1 放課後等デイサービス事業者として認められている送迎について、現在放課後利用の平日のみ実施を休日利用の土曜日にも実施します。
- 2 ガイドラインに基づく職員・保護者評価を継続し公表義務を果たします。また自己評価点の低いものについては改善を行い、年毎の評価点を向上させます。
- 3 定員がオーバーするので職員の1名増員と定員15名への増員を図ります。
- 4 職員のプロジェクトチームを発足して事業所の建設を行い、障害・年齢別の安全な療育を目指します。